

●東京都告示第六百二十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第二項の規定により、令和四年東京都告示第三号により指
定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項にお
いて準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり
告示する。

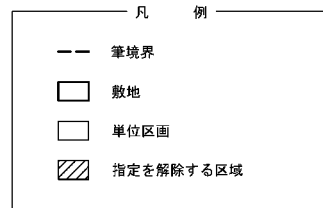
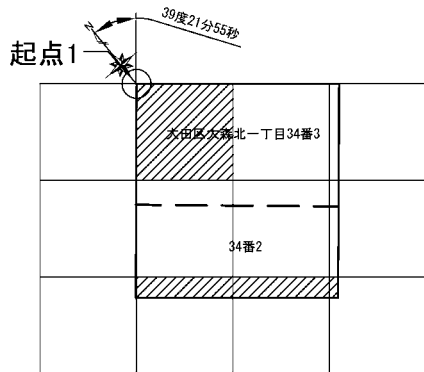
令和四年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区大森北一
丁目地内)

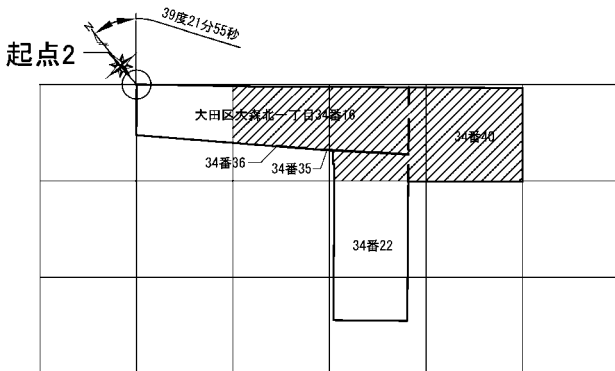
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準
に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びそ
の化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特
定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点1】
起点1は、大田区大森北一丁目34番3の最北端とする。

【起点2】
起点2は、大田区大森北一丁目34番16の最北端とする。



【格子の回転角度(39度21分55秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百二十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十
八条の七に規定する鳥獣捕獲等事業の変更認定をしたので、
法第十八条の七第二項において準用する法第十八条の第五
二項の規定に基づき、当該変更認定を受けた鳥獣捕獲等事
業者(以下「変更認定鳥獣捕獲等事業者」という。)につ
いて次のとおり告示する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 変更認定鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社地域環境計画
- 二 変更認定鳥獣捕獲等事業者の住所
世田谷区桜新町二丁目二十二番三号 NDSビル
- 三 変更認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 高塚 敏

●東京都告示第六百二十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第十
八条の八に規定する鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更
新をしたので、法第十八条の八第六項において準用する法
第十八条の五第二項の規定に基づき、当該認定の有効期間
の更新を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「更新認定鳥獣捕
獲等事業者」という。)について次のとおり告示する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 更新認定鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社地域環境計画
- 二 更新認定鳥獣捕獲等事業者の住所
世田谷区桜新町二丁目二十二番三号 NDSビル
- 三 更新認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 高塚 敏

●東京都告示第六百二十六号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定
に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の
額を次のとおり告示する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	感染症対策事務支援員	月額	194,400円

●東京都告示第六百二十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第三百三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小池百合子

サービスの種類 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社一面堂	訪問介護事業所 一面堂 森下ステーション	江東区森下3-11-6ソフィア清澄白河101	令和3年10月31日
株式会社フレイア	ホームサポートステーション フレイア	杉並区井草1-23-4-101	令和3年10月31日
株式会社ピーステップ	訪問介護サービス ひだまり練馬	練馬区大泉町2-62-11	令和3年10月31日
有限会社エンジョイライフ	エンジョイライフ・国立北	国分寺市富士本1-22-3-101	令和3年10月31日
株式会社アイネットアイ	アイネットアイ千代田	千代田区飯田橋2-9-4サンパークマンション千代田1006号室	令和3年11月30日
特定非営利活動法人 なんくるないさ	ヘルパーステーションていーだ(太陽)	台東区橋場1-34-7	令和3年11月30日
株式会社Sunflower	スワローケア大森西	大田区矢口1-7-14-301	令和3年11月30日
有限会社ケアパートナー	ケアパートナー奥沢訪問介護事業所	世田谷区奥沢3-30-8メーゾン春木1階	令和3年11月30日
株式会社コクーン	ヘルパーステーションひかり	世田谷区桜新町2-26-14	令和3年11月30日
株式会社アクセス鑑定	アクセスケアセンター	北区東十条3-5-12-1F	令和3年11月30日
有限会社 訪問介護てんとう虫	有限会社訪問介護 てんとう虫	板橋区高島平9-1-9メトロード西台5番館店舗(10)	令和3年11月30日
一般財団法人日本福祉財団	藍の風	練馬区豊玉南3-23-15 102	令和3年11月30日
株式会社ライフ	ライフケア	足立区六木3-48-9	令和3年11月30日
株式会社フロンティアの介護	ヘルパーステーション すいじん	足立区保木間5-34-4	令和3年11月30日
プレシャスライフサポート株式会社	なないろ訪問介護ステーション	江戸川区松島1-41-23アクアリオビル302号室	令和3年11月30日
株式会社シンクハビネス	care workers FLAT	府中市清水が丘3-29-4第2雑穀コーポ203	令和3年11月30日
A L S O K 介護株式会社	アミカ仙川介護センター	調布市仙川町3-5-14メープルリーフガーデン206	令和3年11月30日
パワーライフ株式会社	訪問介護 ばびー	武蔵村山市本町1-84-3	令和3年11月30日
合同会社PTAU	PTAU 介護センター	渋谷区笹塚1-56-6クレセントプラザ笹塚80F	令和3年12月31日
株式会社ソラスト	ホームヘルプサービス ソラスト品川	品川区大崎5-8-5グリーンプラザ五反田第2-106	令和3年12月31日
株式会社Mix	Mix	大田区西蒲田6-17-2	令和3年12月31日
株式会社フェアリーハンズ	チェルシーケア 訪問介護ステーション	世田谷区砧8 20 6	令和3年12月31日
株式会社佐々木由恵事務所	訪問介護センター花	西東京市下保谷1丁目7番22号	令和3年12月31日
有限会社ライズケア・チーム若草	有限会社 ライズケア・チーム若草	板橋区赤塚1-29-17シャトープラン105	令和3年12月31日

株式会社みつば	みつばケアセンター	足立区中川4-2-17 竹内ビル1階	令和3年12月31日
株式会社日和訪問介護サービス	株式会社 日和訪問介護サービス	葛飾区新小岩2-7-15-503	令和3年12月31日
合同会社アブローズ	アブローズ・ケア小岩店	江戸川区西小岩4-3-2 茶乃木コーポラス201号	令和3年12月31日
株式会社ヴァリユウ	株式会社ヴァリユウ ファーストケア	青梅市長瀬6-483-4 ダイユーマンション1F	令和3年12月31日
株式会社立川ケアサービス	株式会社 立川ケアサービス	立川市柴崎町3-9-23 エコ柴崎702号室	令和3年12月31日
株式会社アイス	アイスヘルパーステーション	立川市砂川町2-42-1 第2アーク山崎102号	令和3年12月31日
合同会社LUCKY	ステップライフパートナー昭島	昭島市中神町1149-10 桜ホテル101号室	令和3年12月31日
非営利株式会社母と子のセンター	私立・東京ひまわり学園	新宿区河田町3-15 河田町ビル3階	令和3年12月31日
SOMP0ケア株式会社	SOMP0ケア 三軒茶屋 訪問介護	世田谷区三軒茶屋1-29-13 ハイツ三軒茶屋2C-①	令和4年1月31日
ライフランド株式会社	ヘルパーステーションLGケア	世田谷区赤堤3-9-15 コーポ石川101	令和4年1月31日
生活協同組合コープみらい	コープみらい 滝野川介護センター	北区滝野川3-59-2 ミニコープ滝野川店2階	令和4年1月31日
アースサポート株式会社	アースサポート日暮里	荒川区東日暮里5-24-5	令和4年1月31日
株式会社さくらコミュニティ	さくら・介護ステーション昭島	昭島市玉川町3-18-12 2階	令和4年1月31日
株式会社ケアギバー・ジャパン	ハローひとつばし	小平市喜喜町1-2-5	令和4年1月31日

サービスの種類 訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ARCWELL	ライフ訪問看護ステーション喜多見	世田谷区喜多見8-12-18 コスモバレス303	令和3年11月30日
株式会社オアシス・ネクスト	訪問看護ステーション オアシス板橋	板橋区志村2-10-1-207号	令和3年11月30日
プレシャスライフサポート株式会社	ほまれ訪問看護ステーション	江戸川区松島1-41-23 アクアリオビル302号室	令和3年11月30日
株式会社メディプラス	タツミ訪問看護ステーション瑞江	江戸川区南篠崎町3-1-100Kビル1階 101	令和3年11月30日
株式会社円グループ	訪問看護ステーション湾	昭島市中神町1176-32 HIMビル4階	令和3年11月30日
セコム医療システム株式会社	セコム成城訪問看護ステーション	世田谷区成城2-11-5 セコムステーション成城3階	令和3年11月30日
株式会社プロアクティブ	まごころ訪問看護リハビリステーション	板橋区成増2-10-22	令和3年12月31日
公益社団法人浅草医師会	浅草医師会立訪問看護ステーション	台東区雷門1-10-5	令和3年12月31日
セコム医療システム株式会社	セコム高輪訪問看護ステーション	港区高輪3-25-27 アベニュー高輪1306	令和3年12月31日

株式会社キュアステーション24	せわのわ訪問看護ステーション	大田区池上3-32-17 ツインウッドスクエア1F	令和4年1月31日
株式会社共生ケアサービス	訪問看護ステーション共生ケア	大田区東矢口2-18-3 ビラ・デ・ローゼ3F	令和4年1月31日
医療法人社団明日佳	あすか訪問看護ステーション荻窪	杉並区上荻1-9-1-D 荻窪タウンセブンビルD2階	令和4年1月31日

サービスの種類 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人江戸川豊生会	第二みどりの郷 デイサービスセンター	江戸川区江戸川2-29-5	令和3年10月31日
ジャパンボディテクノロジー株式会社	J B T G r a s i s D a y	大田区新蒲田2-4-3 スポーツプラザビル1F	令和3年11月30日
株式会社nC S	リハビリデイサービスnagomi千川店	豊島区千川1-9-12	令和3年11月30日
株式会社ユニコーン	リハビリ特化型デイサービス ジップリハパーク	町田市三輪緑山1-3-1	令和3年11月30日
アースサポート株式会社	アースサポート深大寺南	調布市深大寺南町5-46-4	令和3年11月30日
特定非営利活動法人湧和	湧和	町田市本町田2102-1	令和3年12月31日
WT株式会社	ステップばーとなー東新宿	新宿区戸山2-33-108	令和4年1月31日
株式会社ステップばーとなー	ステップばーとなー西大泉	練馬区西大泉1-32-3 コンフォート西大泉1F/203	令和4年1月31日
S P マネジメントジャパン株式会社	ステップばーとなー新小岩	江戸川区松島3-47-11 ラウンドタワーオベリア1階	令和4年1月31日
株式会社ケアギバー・ジャパン	国分寺ケアーズ	小平市上水南町1-14-6	令和4年1月31日
株式会社ベアウェル	デイサービスセンター ベアウェル矢野口	稲城市矢野口944	令和4年1月31日

サービスの種類 短期入所生活介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社大起エンゼルヘルプ	ショートステイ エンゼルヘルプ方南	杉並区方南2-6-28	令和3年11月10日

サービスの種類 短期入所療養介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般財団法人愛生会	厚生荘病院	多摩市和田1547	令和3年12月31日

サービスの種類 福祉用具貸与

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日

株式会社大崎ホームヘルプサービス	株式会社 大崎ホームヘルプサービス	品川区南品川4-11-1グリーンハイム南品川503号室	令和3年11月30日
有限会社ばむりい	ばむりい	渋谷区本町二丁目20番6号	令和3年11月30日
有限会社すこやか	すこやかレンタルケア	江東区南砂1-3-20	令和3年12月31日
株式会社ヒート	株式会社ヒート	渋谷区富ヶ谷1-19-4	令和3年12月31日
ユースタイルラボトリー株式会社	ユースタイルテクノエイド	中野区本町2-45-13山手ビル3F	令和3年12月31日
株式会社ラウロ	ラウロ福祉用具貸与事業所	調布市深大寺東町1-2-3	令和4年1月31日

サービスの種類 特定福祉用具販売

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社大崎ホームヘルプサービス	株式会社 大崎ホームヘルプサービス	品川区南品川4-11-1グリーンハイム南品川503号室	令和3年11月30日
有限会社ばむりい	ばむりい	渋谷区本町二丁目20番6号	令和3年11月30日
宮島物産株式会社	生活さばーとぶらざみやじま	中野区大和町2-2-14	令和3年11月30日
有限会社すこやか	すこやかレンタルケア	江東区南砂1-3-20	令和3年12月31日
株式会社ヒート	株式会社ヒート	渋谷区富ヶ谷1-19-4	令和3年12月31日
ユースタイルラボトリー株式会社	ユースタイルテクノエイド	中野区本町2-45-13山手ビル3F	令和3年12月31日
株式会社ラウロ	ラウロ特定福祉用具販売事業所	調布市深大寺東町1-2-3	令和4年1月31日

●東京都告示第六百二十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、令和四年二月一日付けで指定障害福祉サービスの事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービスの事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社までに	までにケア	墨田区八広1-43-6	
株式会社ケアアップ・アンド・パートナーズ	ケアアップ大井町	葛川区東大井4-7-22 ヴィラ木の身振302	
日本リック株式会社	日本リック総合支援事業所 りんく野方	中野区野方5-29-10 アネックスノガタ1階	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児
合同会社アルミア	胡弓介護事業所スライウ	練馬区南大泉5-38-15 シェルクレール105	
桜の恋合同会社	桜の恋ケアセンター	足立区花畑4-39-21 エーデルブルームセブン302	
合同会社ONE GATE	ヘルパーステーションONE LIFE	町田市矢部町12-1 グリーンコーポ205	
株式会社yuallo	ヘルパーステーションにじ	多摩市佐田707 ファミリー・プラザ1-302	

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社までに	までにケア	墨田区八広1-43-6	
日本リック株式会社	日本リック総合支援事業所 りんく野方	中野区野方5-29-10 アネックスノガタ1階	身体障害者 知的障害者 精神障害者
株式会社ヘルパース	重度訪問介護事業所 ヘルパース	荒川区南千住3-41-1 809	身体障害者
桜の恋合同会社	桜の恋ケアセンター	足立区花畑4-39-21 エーデルブルームセブン302	
合同会社ONE GATE	ヘルパーステーションONE LIFE	町田市矢部町12-1 グリーンコーポ205	

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社までに	までにケア	墨田区八広1-43-6	
日本リック株式会社	日本リック総合支援事業所 りんく野方	中野区野方5-29-10 アネックスノガタ1階	身体障害者 障害児
桜の恋合同会社	桜の恋ケアセンター	足立区花畑4-39-21 エーデルブルームセブン302	

サービスの種類 行動援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社ONE GATE	ヘルパーステーションONE LIFE	町田市矢部町12-1 グリーンコーポ205	

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
社会福祉法人永春会	アレーズ秋桜生活介護サービス	葛飾区永元2-20-10	身体障害者(肢体不自由) 知的障害者
一般社団法人うさぎのみみ	うさぎのみみ	西東京市東町1-6-3 中川ビル1階	身体障害者(肢体不自由) 知的障害者 難病等対象者

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社忠	グループホームふわふわ音梅	青梅市今井3-24-1	

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社Kaizen	生活訓練事業所Kaizen 1野	台東区東1野1-17-4 坂田ビル2階	精神障害者

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社ENISHI	就労移行支援事業所YASSAS	大田区神池12-28-15 2階	知的障害者 精神障害者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人未来ネットワーク	studio M	昭島市朝日町1-6-2 haramo cuprum302	精神障害者

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人フレーム	りふれいむ つづめー	大田区東雪谷5-38-2	
合同会社LIVENOW	まんまる中野	中野区	
株式会社みかん	グループホームみかん	杉並区上高井戸2-9-17	
有限会社LOVE&PEACE	LOVE&PEACE杉並	杉並区宮前2-22-12	
合同会社LIVENOW	まんまる板橋	板橋区	
株式会社サードステージ	ともがき足立	足立区	
株式会社クオオメディア	障害者グループホーム クリオ	葛飾区府7-13-26	
株式会社忠	グループホームふわふわ音梅	青梅市今井3-24-1	

2 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		主たる対象者		
株式会社M. Crow	相談Lab. 群青	三鷹市 平礼5-11-25 東和ビル2F-13棟2階	地域移行支援	地域定着支援	身体障害者	知的障害者	精神障害者 障害者 障害者 対象者

●東京都告示第六百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 大久野青梅

二 変更の区間 青梅市梅郷一丁目二千六十五番地内から同所二千六十四番地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道大久野青梅線区域変更略図

青梅市梅郷一丁目地内

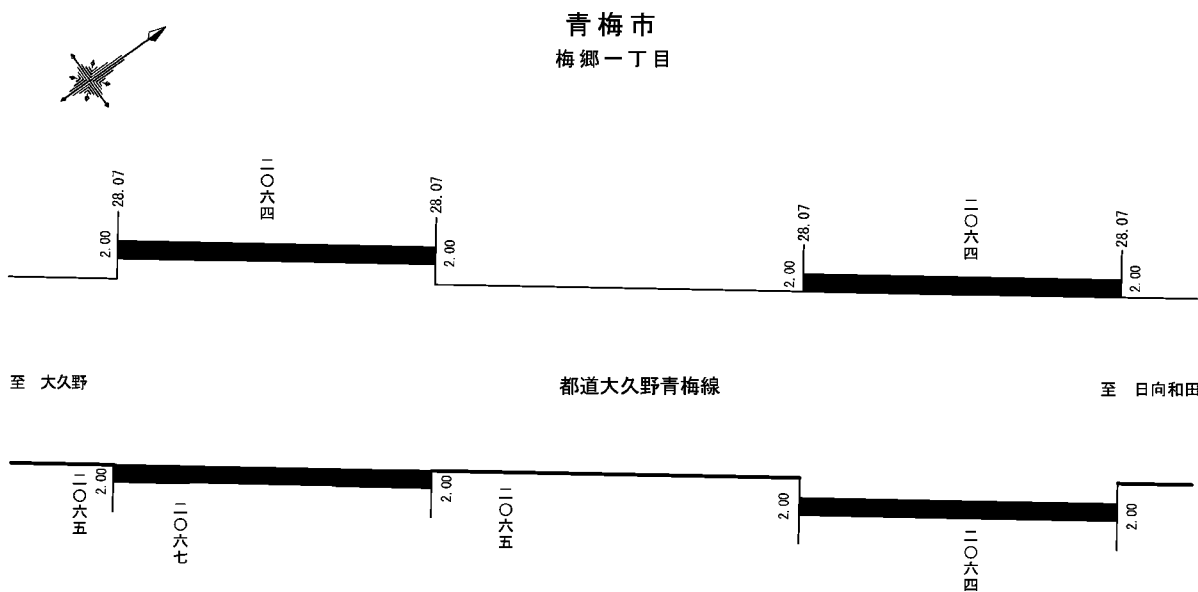
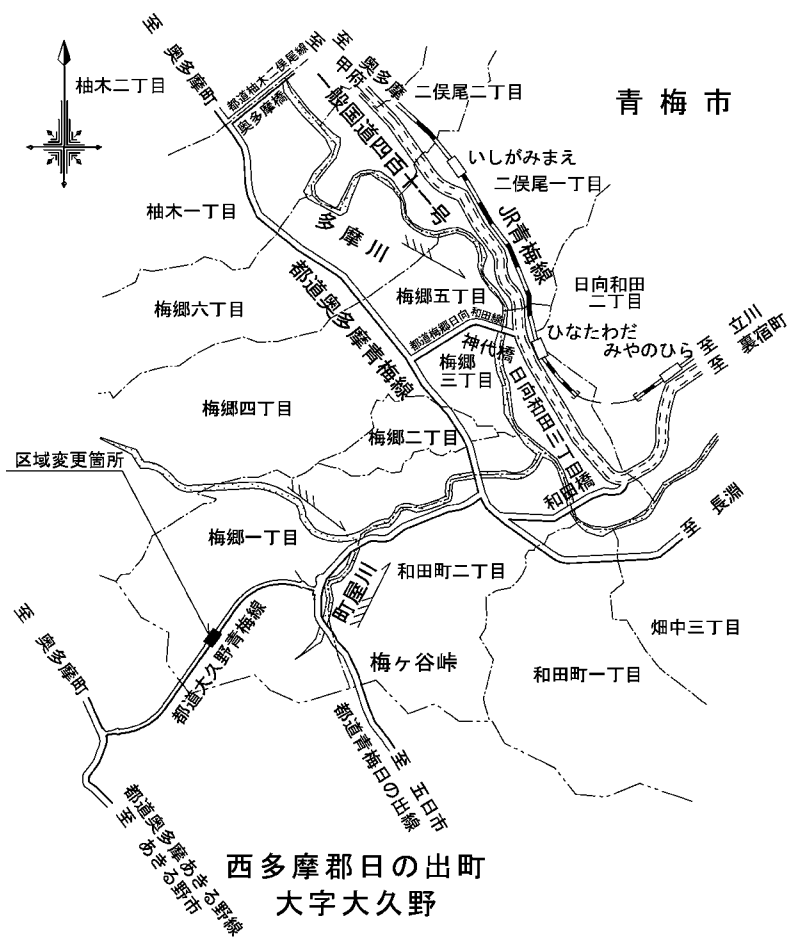
一般国道

 都道

 編入区域

延長 一七・一〇メートル

 面積 二九六・八六平方メートル



至 大久野

都道大久野青梅線

至 日向和田

●東京都告示第六百三十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

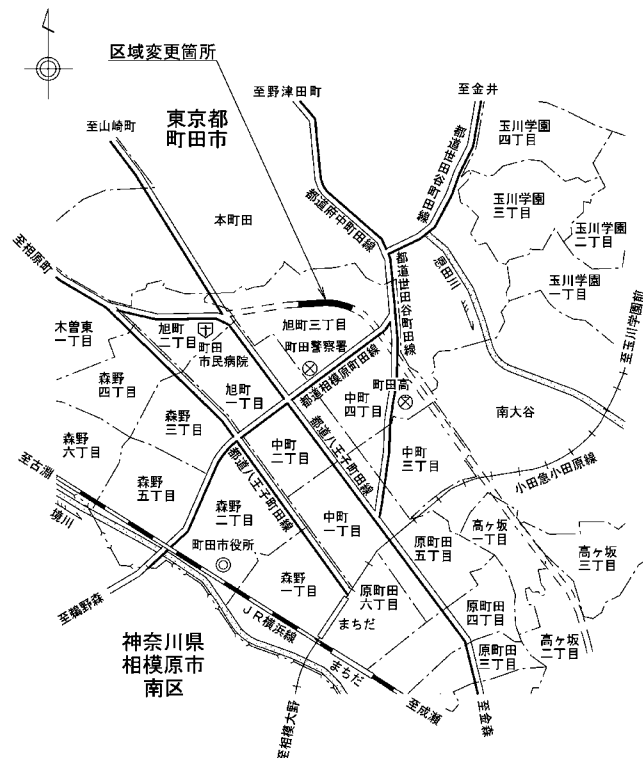
別図

都道八王子町田線区域変更略図

町田市旭町三丁目地内



延長 三三〇・九八メートル
 面積 七、九〇八・七七平方メートル
 計画線



その関係図面は、令和四年四月十一日から起算して二週
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和四年四月十一日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 八王子町田
- 二 変更の区間 町田市旭町三丁目千六百九番三地先から同所七百六十番地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第六百三十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十四条第一項の規定に基づき、河川保全区域を次のとおり指定する。
なお、関係図書は、令和四年四月十一日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川の名称

荒川水系一級河川隅田川

二 指定する区域（別図のとおり）

荒川区西尾久三丁目千三百六番一地内

同 所同 番一地先

同 所同 番三地内

同 所同 番五地内

同 所同 番十地内

同 所同 番十二番三

同 所同 番四

同 所同 番四

同 所同 番一

同 所同 番二

同 区東尾久八丁目二千七百七十二番一

同 所同 番二


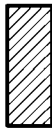

同 所同 番三

同 所同 番四地内

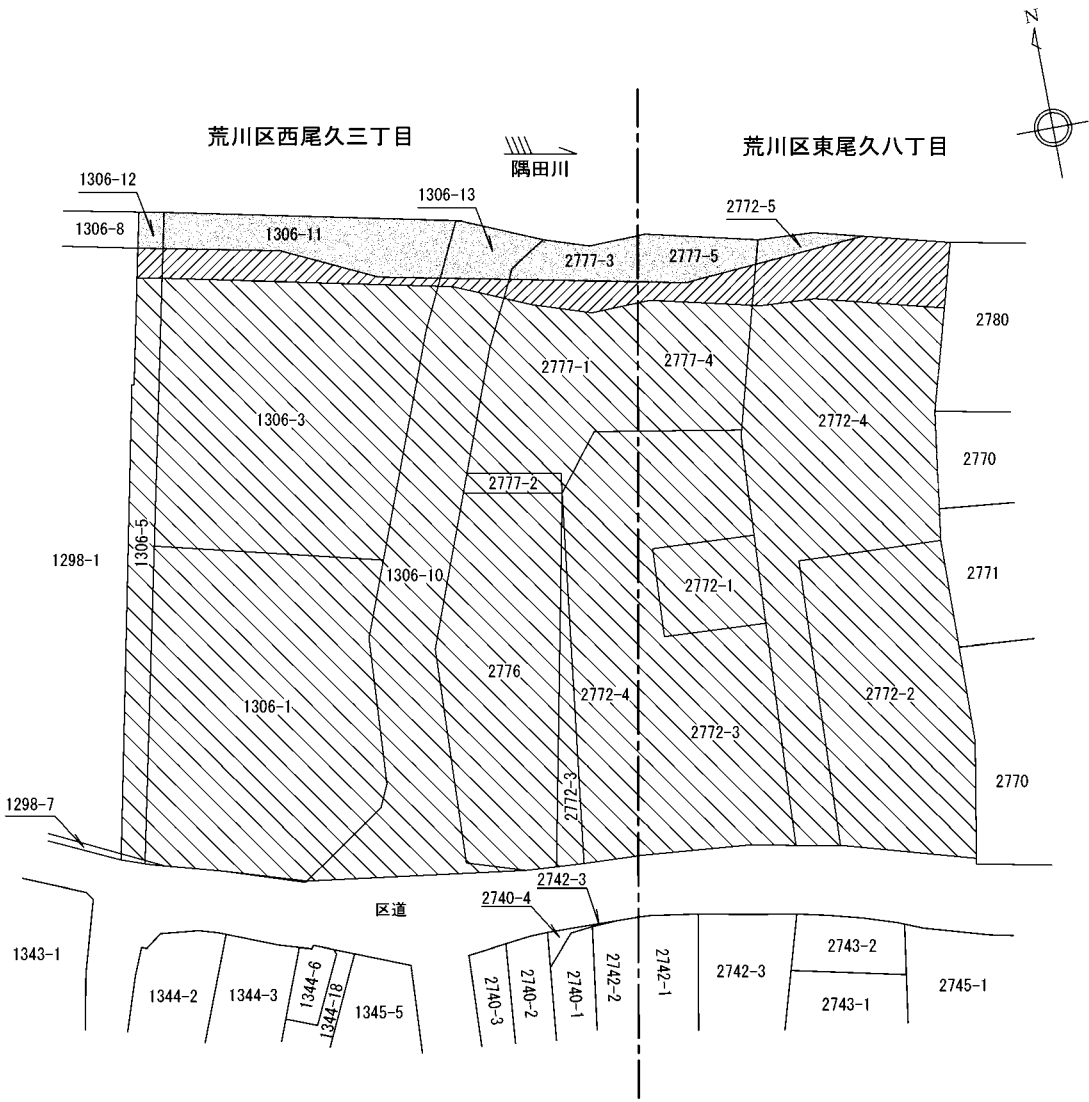
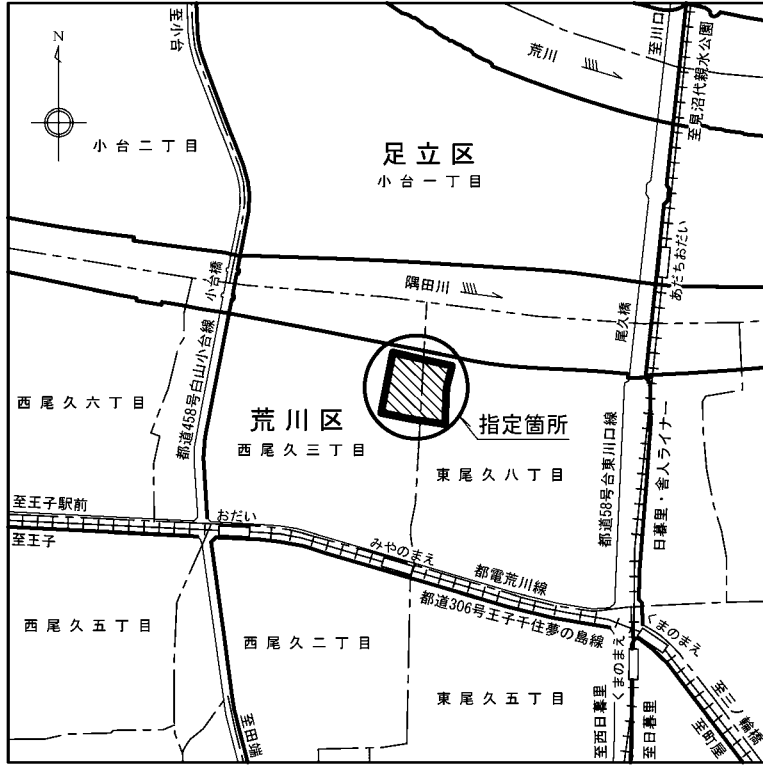
同 所二千七百七十七番四地内

別図

荒川区西尾久三丁目地内
同 区東尾久八丁目地内

-  追加指定する河川保全区域
-  現河川保全区域
-  河川区域

案内図



●東京都告示第六百三十二号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定
に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の
額を次のとおり告示する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
港湾局	宿泊施設等運營業務専門員	日額	12,200円

附 則

この告示は、令和四年四月十二日から施行する。

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下
「法」という。）第十二条第一項の規定による政治団体の
収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定
により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年四月十一日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨

(令和 元年分第6回)

政治団体の名称 榎本はじめ後援会

報告年月日 令和 3年12月 7日

1 収入総額

1,330,822 円

前年繰越額

690,822

本年収入額

640,000

2 支出総額

0

(翌年への繰越額)

1,330,822

3 本年収入の内訳

寄附の総額

640,000

政党匿名分を除く寄附の額

640,000

政治団体からの寄附

640,000

4 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)

(寄附者)

(政治団体からの寄附)

(金額)

(事務所の所在地)

自由民主党北区総支部

240,000 円

北区

自由民主党東京都衆議院比例区第三支部

300,000

北区

自由民主党東京都北区第二十九支部

100,000

北区

●東京都選挙管理委員会告示第二十六号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)。以下

「法」という。)第十二条第一項の規定による政治団体の
 収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定
 により、その要旨を次のとおり公表する。

令和四年四月十一日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨 (令和 2年分第2回)		政治団体の名称 自由民主党東京都品川区第二十五支部	
報告年月日	令和 3年10月18日	報告年月日	令和 3年10月18日
1 収入総額	1,640,439 円	1 収入総額	50,250 円
前年繰越額	1,010,439 円	前年繰越額	11,250 円
本年収入額	630,000 円	本年収入額	39,000 円
2 支出総額	600,000 円	2 支出総額	0 円
(翌年への繰越額)	1,040,439 円	(翌年への繰越額)	50,250 円
3 本年収入の内訳	10,000 円 (50人) 600,000 円	3 本年収入の内訳	13,000 円 (50人) 26,000 円
個人の負担する党費又は会費		個人の負担する党費又は会費	
寄附の総額	600,000 円	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	26,000 円
政党匿名分を除く寄附の額	600,000 円	自由民主党品川総支部	
個人からの寄附	600,000 円	政治団体の名称 大沢真一後援会	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	20,000 円	資金管理団体の届出をした者の氏名 大澤 真一	
自由民主党品川総支部	20,000 円	資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員	
4 支出の内訳	600,000 円	報告年月日 令和 3年10月18日	
政治活動費	600,000 円	1 収入総額	0 円
組織活動費	600,000 円	2 支出総額	0 円
5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)		政治団体の名称 小野卓也後援会	
(寄附者)		資金管理団体の届出をした者の氏名 小野 卓也	
(個人からの寄附)	(金額) (住所)	資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員	
大澤 真一	600,000 円 品川区	報告年月日 令和 3年10月20日	
		1 収入総額	65,500 円
		2 支出総額	0 円
		政治団体の名称 わた〜茂後援会	
		資金管理団体の届出をした者の氏名 渡部 茂	
		資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員	
		報告年月日 令和 3年10月18日	
		1 収入総額	1,625 円
		前年繰越額	1,625 円
		本年収入額	0 円
		2 支出総額	0 円
		(翌年への繰越額)	1,625 円
		政治団体の名称 新しい市政をつくる会	
		報告年月日 令和 3年11月22日	
		1 収入総額	0 円
		2 支出総額	0 円
		政治団体の名称 石川さえだ後援会	
		報告年月日 令和 3年10月29日	
		1 収入総額	1,050,000 円
		前年繰越額	750,000 円

<p>本年収入額 300,000</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(翌年への繰越額) 1,050,000</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 300,000</p> <p>政党名分を除く寄附の額 300,000</p> <p>政治団体からの寄附 300,000</p> <p>4 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)</p> <p>(寄附者)</p> <p>(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地)</p> <p>自由民主党北区総支部 100,000 北区</p> <p>自由民主党東京都衆議院比例区第三支部 100,000 北区</p> <p>自由民主党東京都北区第二十九支部 100,000 北区</p> <p>政治団体の名称 榎本はじめ後援会</p> <p>報告年月日 令和 3年12月 7日</p> <p>1 収入総額 1,630,822 円</p> <p>前年繰越額 1,330,822</p> <p>本年収入額 300,000</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>(翌年への繰越額) 1,630,822</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p>寄附の総額 300,000</p>	<p>政党名分を除く寄附の額 300,000</p> <p>政治団体からの寄附 300,000</p> <p>4 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)</p> <p>(寄附者)</p> <p>(政治団体からの寄附) (金額) (事務所の所在地)</p> <p>自由民主党北区総支部 100,000 北区</p> <p>自由民主党東京都衆議院比例区第三支部 100,000 北区</p> <p>自由民主党東京都北区第二十九支部 100,000 北区</p> <p>政治団体の名称 かまたにあすりを支援する会</p> <p>報告年月日 令和 4年 1月19日</p> <p>1 収入総額 0 円</p> <p>2 支出総額 0</p>	
--	--	--

公 告

建設業の許可の取消処分の公告について

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分した年月日

令和四年三月二十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社原田建材店

板橋区新河岸三丁目八番十四号

原田 英時

東京都知事許可（般一三十）第一〇九三八一号

三 処分の内容

建設業法第二十九条の二第一項に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

営業所の所在地又は建設業者の所在が確知できない事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても被処分者から申出がなかったことが、建設業法第二十九条の二第一項に該当する。

建設業の営業の停止命令の公告について

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告す

る。

令和四年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 処分をした年月日

令和四年三月二十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社エスホーム

千葉県八千代市米本千五百四十五―十九

嶋田 実

千葉県知事許可（般一三十）第五二九七四号

三 処分の内容

法第二十八条第三項に基づく営業の停止命令

(一) 停止を命ずる営業の範囲

東京都の区域内における建設業の営業の全部（処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工、施工の瑕疵に基づく修繕工事の施工等を除く。）

(二) 期間

令和四年四月十二日から同月十四日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社エスホームは、平成三十年七月、東京都江戸川区内の内装工事において、法第三条第一項の規定に違反して、建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。）第一条の二に定める金額以上となる請負契約を締結した。このことが、法第二十八条第二項第二号及び同条第三項に該当する。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年四月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

立川市砂川町七丁目一番二十
及び六番二から同番四まで
大府府大阪市北区大淀中一
丁目一番八十八号
積水ハウス株式会社
代表取締役 仲井 嘉浩

東大和市芋窪四丁目千四百二
十一番、千四百二十二番及び
千四百二十三番十二
練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

あきる野市引田字楓ヶ原四百
七十二番一の一部
武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年四月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

立川市柏町二丁目二十五番一
から同番五まで及び二十八番
の二十八
立川市泉町九百三十五番地
大和ハウス工業株式会社
支配人 稲村 敏伸

立川市柏町二丁目二十六番
地の一
豊泉富久子

日野市栄町四丁目二十四番四、
同番四地先、同番五、同番三
十、二十七番一の一部及び同
番二
代表取締役 根本 通夫

青梅市森下町五百二十二番
十九号
西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

青梅市野上町一丁目百二十五
番一
新宿区高田馬場三丁目四十五
番二十五号
アイディホーム株式会社
代表取締役 久林 欣也

青梅市新町五丁目四十四番五
及び同番十一から同番十四ま
で
福生市加美平二丁目十四番
一号
株式会社山一建設
代表取締役 山野井 優

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年四月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

西東京市栄町一丁目五百五十
八番、五百五十九番一及び五
百六十番一
小平市鈴木町一丁目四百七
十二番地四十
誠賀建設株式会社
代表取締役 加賀美 誠

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年四月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名
小平市御幸町三百五十番六の
一部
中央区日本橋室町三丁目二
番一号
三井不動産レジデンシャル
株式会社
代表取締役 嘉村 徹

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年四月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

小金井市中町一丁目二番二、
三百六十六番四から同番八ま
で、同番十一及び同番十三
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年四月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名
西東京市住吉町五丁目五百八
十六番一、同番二及び五百八
十九号
西東京市東伏見三丁目六番
十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年四月十一日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名
東久留米市柳窪四丁目三百五 東久留米市柳窪五丁目三番

十二番一及び同番四 一号 村野 成美
 東久留米市南町四丁目千五十五番十七 西東京市東伏見三丁目八番十三号 ティーアラウンド株式会社
 代表取締役 大橋 博範

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年四月十一日
 東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の
 住所及び氏名
 多摩市大字百草字十九号千百 日野市百草三百九十七番地
 五十一番一及び同番二の各一部、同番二地先、千百五十二番一並びに同番一地先 大木 勝則

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年四月十一日
 東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称 許可を受けた者の
 住所及び氏名
 小平市鈴木町一丁目二百四十 小平市鈴木町一丁目二百四

四番一、二百四十六番八及び 十七番地の一
 同番九の各一部、同番十一並 深谷 幸雄
 びに二百四十七番一の一部

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の
 届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第六十八条第一項の規定に基づき、東京都都市計画道路放射第五号線（杉並区久我山二丁目〜久我山三丁目間）建設事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 東京都
 東京都知事 小池 百合子
 新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称
 東京都都市計画道路放射第五号線（杉並区久我山二丁目〜久我山三丁目間）建設事業

三 工事着手の年月日
 平成二十一年三月九日

四 工事完了の年月日
 令和四年三月三日

五 届出日
 令和四年三月十六日

第十三次東京都鳥獣保護管理事業計画の策定
 について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項の規定に基づき、第十三次東京都鳥獣保護管理事業計画を策定したので、同条第五項の規定により、当該計画を次に掲げる方法により公表する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課、東京都大島支庁産業課、東京都三宅支庁産業課、東京都八丈支庁産業課及び東京都小笠原支庁産業課での閲覧

二 インターネットの利用

第二種特定鳥獣管理計画（第六期東京都第二種シカ管理計画）の策定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第七条の二第一項の規定に基づき、第二種特定鳥獣管理計画（第六期東京都第二種シカ管理計画）を策定したので、同条第三項において準用する法第四条第五項の規定により、当該計画を次に掲げる方法により公表する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 東京都環境局自然環境部計画課及び東京都多摩環境事務所自然環境課での閲覧

二 インターネットの利用

鳥獣保護区特別保護地区の指定に伴う縦覧について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十九條第一項の規定により特別保護地区を指定する予定であるので、同條第四項において準用する法第二十八條第四項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 特別保護地区の名称

高尾鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

八王子市高尾町所在東日本旅客鉄道高尾駅以西において、国道二十号線と旧甲州街道との間に所在する国有林の地域及びこの地域内に介在する社寺有地並びに同国有林に接続する八王子市市有林の区域

三 特別保護地区の存続期間

令和四年十一月一日から令和二十四年十月三十一日まで

で

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

高尾鳥獣保護区は、八王子市に含まれる標高五百九十九メートルの高尾山を中心とした地域であり、西端部は神奈川県に接している。地域一帯の植生は、モミ

・アマカツ・アラカシ等を主とする針広混交の天然林となっている。

また、鳥獣の生息については、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九條第一項に規定する天然記念物に指定されているヤマネのほか、東京都レッドリスト(本土部)において絶滅危惧ⅠA類に分類されるサンショウクイ、絶滅危惧Ⅱ類に分類されるニホンモモンガ、オオタカ及びハヤブサ、準絶滅危惧に分類されるムササビをはじめとした、希少な鳥獣の生息が確認されている(鳥類…十四目四十科百種、獸類…七目十五科三十三種)。

その中で、高尾鳥獣保護区特別保護地区は、暖温帯系の照葉樹林、冷温帯系の落葉広葉樹林及び中間温帯林の分布境界にある。稜線上にモミ林、南面にカシ林、北西面にイヌブナ林といった暖帯と温帯の天然林が共存することで、林相の変化に富んでおり、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、高尾鳥獣保護区特別保護地区は、高尾鳥獣保護区の中でも、特に鳥獣の保護及び鳥獣の生息地の保護を積極的に図る必要がある区域であると認められることから、法第二十九條第一項に基づく特別保護地区として指定するものである。

(三) 特別保護地区の保護管理方針

ア 法に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。
イ 特別保護地区の存続期間を更新し、引き続き、当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図

る。

ウ 入山者による鳥獣やその生息環境への影響を最小限にするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、八王子市や関係機関との連携を図り、特別保護地区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

エ 指定の十年後に、生息環境の変化などを把握するため調査を実施する。

五 縦覧場所等

(一) 期間

令和四年四月十一日から同月二十五日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 東京都環境局自然環境部計画課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階
イ 東京都多摩環境事務所自然環境課
立川市錦町四丁目六番三号 立川合同庁舎三階

都市計画道路事業の施行について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六條の規定により、次のとおり公告する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画事業の 別表のとおり種類及び名称

二 施行者の名称 三 事務所の所在地 四 事業地の所在 別表	二 施行者の名称 三 事務所の所在地 四 事業地の所在 別表	一 都市計画事業の種類及び名称 二 施行者の名称 三 事務所の所在地 四 事業地の所在 別表	一 都市計画事業の種類及び名称 二 施行者の名称 三 事務所の所在地 四 事業地の所在 別表
<p>第百二十六号東 京都市計画公園 事業第六・五・ 十二号宇喜田公 園</p> <p>日関東地 方整備局 告示第九 十八号</p> <p>事務所</p>	<p>平成元年建設省 告示第六百六十 五号東京都計 画公園事業第五 ・六・二十号祖 師ヶ谷公園</p> <p>世田谷区上祖師谷 三丁目、上祖師谷 四丁目及び成城九 丁目地内</p> <p>令和四年 三月十六 日関東地 方整備局 告示第九 十九号</p> <p>東部公 園緑地 事務所</p>	<p>昭和四十六年建 設省告示第九百 二十一号東京 都市計画公園事 業第九・六・三 号水元公園及び 昭和六十二年建 設省告示第九百 五十七号東京都 市計画公園事業 第九・六・三号 水元公園</p> <p>葛飾区水元公園、 東金町五丁目及び 東金町八丁目並び に埼玉県三郷市高 州四丁目地内</p> <p>令和四年 三月十六 日関東地 方整備局 告示第百 号</p> <p>東部公 園緑地 事務所</p>	<p>平成二十六年関 東地方整備局告 示第二百二十七 号東京都市計画 公園事業第五・ 五・二十八号亀 戸中央公園</p> <p>江東区亀戸九丁目 地内</p> <p>令和四年 三月十六 日関東地 方整備局 告示第百 一号</p> <p>東部公 園緑地 事務所</p>
<p>示第三百四号東 京都市計画公園 事業第九・六・ 一号篠崎公園</p> <p>目、西篠崎一丁目 及び篠崎町八丁目 地内</p> <p>日関東地 方整備局 告示第百 四号</p> <p>事務所</p>	<p>平成八年建設省 告示第三百九十 三号東京都計 画公園事業第六 ・五・十五号上 板橋公園</p> <p>板橋区桜川一丁目 及び小茂根五丁目 並びに練馬区氷川 台一丁目及び羽沢 三丁目地内</p> <p>令和四年 三月十七 日関東地 方整備局 告示第百 五号</p> <p>東部公 園緑地 事務所</p>	<p>昭和三十五年建 設省告示第七百 九十六号東京都 市計画緑地事業 第四号善福寺川 緑地</p> <p>杉並区荻窪一丁目、 成田西一丁目、成 田西三丁目、成田 西四丁目、成田東 二丁目、成田東三 丁目及び成田東四 丁目地内</p> <p>令和四年 三月十七 日関東地 方整備局 告示第百 六号</p> <p>東部公 園緑地 事務所</p>	<p>昭和五十二年建 設省告示第千三 百五十三号調布 都市計画公園事 業第八・八・一 号神代公園</p> <p>調布市深大寺元町 五丁目及び深大寺 北町二丁目地内</p> <p>令和四年 三月十七 日関東地 方整備局 告示第百 七号</p> <p>西部公 園緑地 事務所</p>
<p>昭和六十二年建 設省告示第千八 百七十七号立川 都市計画公園事 業第九・六・二 号及び福生都市 計画公園事業第 九・六・一号野 山北・六道山公 園</p> <p>武蔵村山市本町三 丁目、五丁目及び 六丁目、三ツ木三 丁目、四丁目及び 五丁目並びに岸二 丁目、三丁目、四 丁目及び五丁目並 びに西多摩郡瑞穂 町大字殿ヶ谷字宮 前、字山際、字滝 田谷津、字尾引山、 字尾引添、字日野 出及び字宮野入、 大字石畑字狭山谷 字夕日台、字峰田 及び字狭山嶺、大</p> <p>令和四年 三月十七 日関東地 方整備局 告示第百 八号</p> <p>西部公 園緑地 事務所</p>			

都市計画事業の事業計画の変更について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規
定により、次のとおり公告する。

令和四年四月十一日

東京都知事 小 池 百合子

字箱根ヶ崎字浅間谷、大字駒形富士山字富士山及び字富士山通り並びに大字高根字高根下、字山下、字打越、字池ノ上、字北狭山、字金堀沢及び字田ノ入地内

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和4年4月11日

東京都収用委員会

会長 松尾弘

- 1 起業者の名称 東京都北区
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第181号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和4年3月18日

別記のとおり

別記

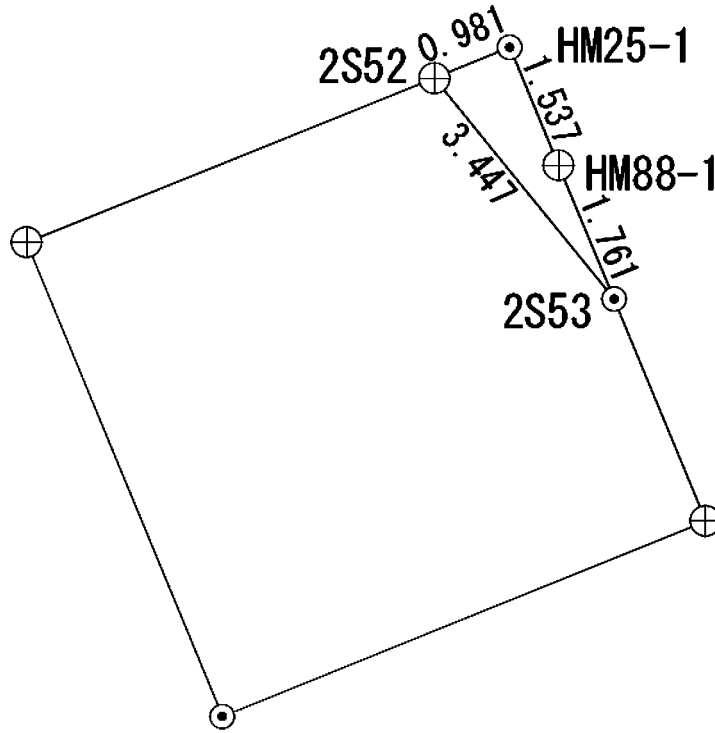
裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類		
東京都北区 滝野川一丁目	68番29	宅地	38.94 m ²	38.98 m ²	1.61 m ²	清水勇 (持分3分の1) 清水元親 (持分3分の1) ただし、同人は平成25年8月7日死亡 法定相続人 清水勇 (法定相続分6分の1) 齊藤まさ子 (法定相続分6分の1)	東京都北区滝野川一丁目69番6号 東京都北区滝野川一丁目69番6号 東京都文京区本郷一丁目25番9号 齊藤ビル				別図1 のとおり
	68番31	宅地	68.09 m ²	69.10 m ²	20.22 m ²	清水軍兵 (持分3分の1) ただし、同人は昭和61年9月28日死亡 法定相続人 清水勇 (法定相続分6分の1) 齊藤まさ子 (法定相続分6分の1)	東京都北区滝野川一丁目69番6号 東京都文京区本郷一丁目25番9号 齊藤ビル				別図2 のとおり

別 図 1

裁決手続の開始を決定した土地

東京都北区滝野川一丁目 68 番 29 のうち

1.61 平方メートル



単位：メートル

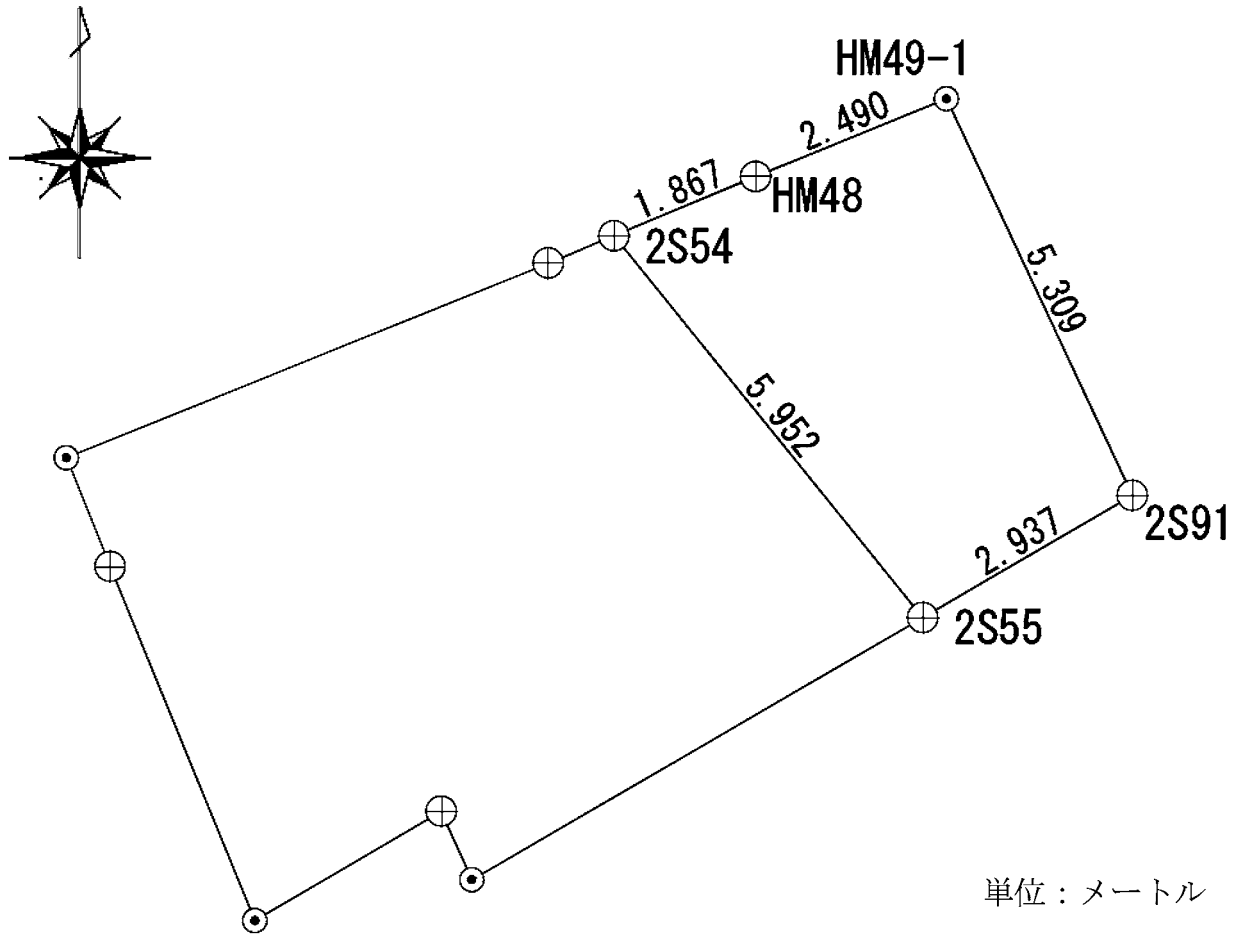
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
HM25-1	-27980.589	-8987.919	-9464.278707
2S52	-27980.958	-8988.829	27424.917279
2S53	-27983.640	-8986.663	9462.956139
HM88-1	-27982.011	-8987.334	-27420.356034
		倍 面 積	3.238677
		面 積	1.6193385
		地 積	1.61 m ²

別 図 2

裁決手続の開始を決定した土地

東京都北区滝野川一丁目 68 番 31 のうち

20.22 平方メートル



測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
HM49-1	-27984.328	-8980.737	-34746.471453
HM48	-27985.270	-8983.043	14929.817466
2S54	-27985.990	-8984.766	48077.482866
2S55	-27990.621	-8981.026	28281.250874
2S91	-27989.139	-8978.490	-56501.637570
		倍 面 積	40.442183
		面 積	20.2210915
		地 積	20.22 m ²

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和4年4月11日

東京都収用委員会

会長 松尾弘

- 1 起業者の名称 東京都北区
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第181号線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和4年3月18日

別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積 ㎡	実測地積 ㎡	収用しようとする土地の面積 ㎡	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都北区 滝野川一丁目	68番32	宅地	23.17	24.55	24.55	清水勇	東京都北区滝野川一丁目 69番6号				
	68番33	宅地	69.71	72.61	72.61						

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(一)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 一筒月 一三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

